

第8節 未支給の補償

第1 未支給の補償の内容

補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償のうちその者に支給しなかったもの（未支給の補償）があるときは、次の者に支給することとされています。

1 遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金及び障害補償年金差額一時金を除く未支給の補償

死亡した受給権者の

- (1) 配偶者（内縁の妻又は夫を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

であって、受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者のうち、上記の順序による最先順位者が請求権者となり、その者は自己の名前で請求し、支給を受けることができます。

なお、これらの者がいない場合には、受給権者の相続人が請求できます。

2 遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金等の転給を受ける者がいる場合には、その者に支給されます。

なお、転給を受ける者がいない場合には、受給権者の相続人に支給されます。

3 障害補償年金差額一時金

障害補償年金差額一時金については、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者及びこれに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、上に掲げる順序による最先順位者が請求者となります。

第2 未支給の補償の請求手続

未支給の補償を請求する場合には、障害補償年金差額一時金については障害補償年金差額一時金請求書（様式第16号）を、その他の補償については、未支給の補償請求書（様式第26号）を所定の書類を添えて、死亡した職員の任命権者を經由して基金に提出することとなります。

また、請求等の手続を簡素化するために、同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人の請求は、全員のためその全額についてなされたものとみなされます。また、その1人に対する支給は、全員に対して支給したものとみなされます（法第44条第3項）。

※ 未支給の福祉事業については、P.262を参照してください。

記載例 34 未支給の補償請求書

様式第 26 号

未支給の補償請求書 未支給の福祉事業申請書		認定 番号	0000-0000		
地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の未支給の補償（福祉事業）の支給を 請求（申請）します。		請求（申請）年月日 平成 29 年 7 月 5 日			
		請求（申請）者の住所 ○○県○○市○○町 1-1-1 氏名 <small>いちがやまさお</small> 市谷正男 <small>市谷</small> 死亡した受給権者との続柄 長男			
1 死亡した受給権者	氏名	市谷花子			
	死亡年月日	平成 29 年 5 月 31 日			
2 未支給の補償	種類	遺族補償年金（年金たる補償のときは 第 13000000 号 年金証書の番号 -02 号）			
	請求金額	125,675 円			
3 未支給の福祉事業	種類	遺族特別給付金			
	申請金額	25,133 円			
4 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	○○銀行 ○○支店	* 受理	平成 年 月 日
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		* 決定金額	補償 円 福祉事業 円
		口座番号	1234567	* 通知	平成 年 月 日
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店	* 支払	平成 年 月 日
		その他			

銀行に届けている口座名義を正確に記入

[注意事項]

- この請求（申請）書は、未支給の補償及び福祉事業を請求（申請）する場合に用いること。
- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口に✓印を記入すること。
- この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて、遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - (1) 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡を証明する書類又はその写
 - (2) 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - イ 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - ロ 請求者が受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - ハ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (3) 請求者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - (4) 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分についてまだ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類
- この申請書には、3の(1)、3の(2)のイ、ロ、ハ、3の(3)及び3の(4)に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 「請求（申請）者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。